

○ 認可保育所・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業施設への入所

保育所（ここでは、出雲市認可保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業施設をあわせて「保育所」と記載しています。）は、保護者の就労や疾病などによりお子さんを家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。したがって、「集団生活を体験させたい」などの理由だけでは入所申込はできません。

■ 保育の必要性の認定

保育所の入所を希望する場合は、保育を必要とする認定（以下「保育認定」といいます。）を受けることが必要です。

保育所入所が決定した場合は、入所月に「支給認定証」を出雲市から交付します。

保育所入所が未決定の場合は、送付しません。必要な場合はお問い合わせください。

■ 保育を必要とする事由

保育認定を受けることができるのは、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合であって、お子さんを保育することが困難な場合です。

- ① 月 48 時間以上の就労
- ② 産前産後
(※入所期間は、出産（予定）日から起算して、前 8 週を含む月から出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日の属する月の間です。予定日より出産が早まった場合は、入所期間を短縮する場合があります。)
- ③ 疾病・負傷・障がい
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（入所後、90 日以内に就労することが必要）
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 児童虐待・DV
- ⑨ 育休期間中の特例利用（※入所中のお子さんは、特例として保育認定を受けることができます。）
- ⑩ 市が特に認める場合

■ 保育を受けられる時間（保育必要量）

保育認定と一緒に保育を受けられる時間(以下「保育必要量」)を、保護者の保育を必要とする事由や就労時間などにより認定します。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の 2 種類があり、保育所を利用できる時間が異なります。

①「保育標準時間」：1 日に最大 11 時間の利用が可能です。

※「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

②「保育短時間」：1 日に最大 8 時間の利用が可能です。

※保護者のいずれか一方が「保育短時間」に該当する場合、「保育短時間」で認定します。

認定された保育必要量の利用時間を超える場合や各保育所で定める利用時間から外れた時間を利用する場合は、延長保育となります。

■ 入所申込に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 ※お子さん一人につき1枚必要です。
 ② 保育を必要とする事由を証明する書類（父母、同居の65歳未満祖父母※について必要です。）

※祖父母については、「保育を必要とする事由」がなくても入所の申込みはできますが、選考上の優先度が下がります。

No	保育を必要とする事由	書類	備考
1	会社や官公署等に月48時間以上勤務 自営業・農業・漁業等に月48時間以上従事 内職に月48時間以上従事 ※年度途中で産後休暇・育児休業から職場復帰する方	就労(予定)証明書	〔出雲市所定様式〕 ◆会社や官公署等に雇用されている方は事業主に証明を受けてください。 ◆自営業・農業・漁業等に従事している場合は、取引先か地区の民生委員の証明を受けてください。 ◆申込時に就労「予定」の場合は、就労開始後、再度就労(予定)証明書を提出してください。 ◆内職の場合は、必ず発注者の証明を受けてください。 ◆年度途中で産後休暇・育児休業から職場復帰する方は、就労(予定)証明書の産後休暇・育児休業記載欄に期間を明記してください。 ※入所前月までに、復帰予定証明書を提出していただきます。
2	産前産後	「保育を必要とする事由申立書」 母子手帳(コピー)	保護者名、出産予定日が確認できる部分のコピーを提出してください。
3	疾病・負傷・障がい	「保育を必要とする事由申立書」 「診断書」または「各種障がい者手帳(コピー)」	診断書〔出雲市所定様式〕:医師の証明を受けてください。
4	親族の介護・看護	「保育を必要とする事由申立書」 被介護者の「診断書」または「各種障がい者手帳・介護保険証(認定済)等(コピー)」	診断書〔出雲市所定様式〕:医師の証明を受けてください。
5	災害復旧	「保育を必要とする事由申立書」 「り災証明書」	
6	求職活動	「保育を必要とする事由申立書」	
7	就学・職業訓練	「保育を必要とする事由申立書」 「学生証(コピー)」または「在学を証明できる書類」もしくは「職業訓練を受講していることが分かる書類」および「カリキュラム(コピー)」	申込時に就学していない場合は、合格通知書を提出してください。就学後、在学証明書を提出してください。カリキュラムは、受講期間および受講時間のわかるものを提出してください。
8	児童虐待・DV	保育幼稚園課へご相談ください。	
9	育休期間中の特例利用	No1の書類	継続入所児童のみ

③ 同意書兼誓約書

④ 個人番号(マイナンバー)申告書

提出の際には、(i)保護者の「個人番号カード等」と(ii)窓口に来られた方の「運転免許証等」を必ず持参してください。

⑤ 保育料算定のための書類

出雲市未転入時に申込をされる場合：所得課税証明書(収入状況、控除内訳、課税状況すべて記載されたもの)

※父母及び祖父母等の扶養義務者のものが必要です。

ただし、住民税が出雲市で課税されている方、出雲市外で課税されている方で出雲市転入済の方は不要です。

⑥ その他（申込対象児童が障がい等を有する場合）

児童の障がい等を証する各種障がい者手帳（コピー）、特別児童扶養手当証書（コピー）又は診断書（市の指定する様式に限る） ※提出は必須ではありません。

■ 申込み期限

必要な書類を揃えて入所希望月の前月の 12 日頃まで（各月の申込期限は保育幼稚園課へお問い合わせください）にお申込みください。

ただし、産前産後休暇・育児休業からの復帰による入所を希望される方については、予約申し込みを受け付けます。

来年度の入所申込みについては例年 10 月下旬頃から必要書類を配付、11 月下旬頃から市で受付開始予定です。

■ 入所の決定

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類・聞き取りの内容を基に、入所指数を定め、合計入所指数の高い順に希望する保育所に選考を行います。

また、希望する保育所に入所枠がない場合や、入所枠を超える場合には入所を決定できないこともあります。

入所の可否は、入所希望月の前月 20 日頃の入所選考会議により決定し、結果をご連絡します。

■ 申込み・問い合わせ先

本庁	…保育幼稚園課入園係	電話：21-6964
平田行政センター	…市民サービス課	電話：63-5567
佐田行政センター	…市民サービス課	電話：84-0118
多伎行政センター	…市民サービス課	電話：86-3116
湖陵行政センター	…市民サービス課	電話：43-1215
大社行政センター	…市民サービス課	電話：53-3116
斐川行政センター	…市民サービス課	電話：73-9110